

東京18区版

RIKKEN
MINSHU
号外
2019.2.1

立憲民主編集部
〒102-0093
東京都千代田区平河町
2-12-4 ふじビル3F
Tel. 03-6811-2301
Fax. 03-6811-2302
goiken@cdp-japan.net
http://cdp-japan.jp/

立憲民主
The Constitutional Democratic Press

私たちには
あなたの力が
必要です。

東京18区
総支部長 菅直人



〒180-0006 東京都武蔵野市中町 1-2-9-302
Tel.0422-55-5500

今年はおもてなしを政治決断する年

— 原発ゼロ基本法案の早期審議入りを —

菅直人

行き詰まる安倍政権の原発推進政策

安倍政権による原発推進政策の行き詰まりが決定的になってきました。

安倍総理は福島原発事故による汚染水は「アンダーコントロール」と発言して、東京五輪招致を成功させました。しかし今なお汚染水の一部は太平洋に流れ出ています。国内では福島原発事故前に54基あった原発はすでに20基が廃炉と決まり、残りの原発も地元の反対が強く再稼働は難しくなっています。

海外での原発建設では東芝、日立、三菱重工の米国、英国、トルコ、ベトナムでの建設計画が全て頓挫し、関連企業は巨額の損失を出して撤退しました。

世界では風力、太陽光など自然エネの活用で近い将来必要とされる電力は原発より低コストで全て供給可能であり、電力供給を原発に頼る必要がないことがはっきりしてきました。しかし安倍政権はいまだに原発に固執し、使われていない送電線を自然エネ電力に使わないなど、自然エネへの転換を妨げる政策を続けています。原発推進政策を改め、自然エネへの転換を強力に進めるには邪魔をしている安倍政権の退陣が必要です。

原発ゼロ基本法案の早期審議入りを

原発ゼロ基本法案は2018年3月9日に立憲・共産・自由・社民と無所属議員によって衆議院に提出されました（裏面参照）。法案は同年6月8日に経済産業委員会に付託されましたが、継続審議のまま10ヶ月間まったく審議されていません。

昨秋の臨時国会では経済産業委員会に他の法案が付託されておらず、与党が原発ゼロについて国会で議論するのを嫌がっている以外に理由はありません。立法府であり言論の府である国会そのものを否定する、与党の身勝手な究極の審議拒否です。

この「事実」をぜひツイッターなどで広く国民に拡散し、1月召集の通常国会で原発ゼロ基本法案の審議を始めさせましょう。

「原発ゼロ基本法案」の国会審議を強く求める決起集会のご案内

日時 2月5日(火) 11:30~12:45
場所 衆議院第一議員会館1階多目的ホール
内容
衆議院経産委員会審議状況の報告
各政党・会派の意見表明
参加議員・団体・参加者の発言ほか

原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（通称：原発ゼロ基本法案）（概要）

目的

原発廃止・エネルギー転換(※)を実現するための改革に関し、基本的な理念及び方針を定め、国等の責務を明らかにし、並びに推進計画の策定等について定めておくとともに、推進本部を設置することにより、改革を総合的かつ計画的に推進

(※) 全ての実用発電用原子炉等が廃止されるとともに、電気の需要量の削減及び再生可能エネルギー電気の供給量の増加によりエネルギーの需給構造が転換されることをいう

基本理念

全ての実用発電用原子炉等の速やかな停止及び計画的・効率的な廃止

法施行後2年以内を目的に実施法

基本方針

- ・ 全ての実用発電用原子炉等の廃止及び使用済燃料・放射性廃棄物の管理・処分に関する国の関与の在り方を検討
- ・ 地域住民の安全確保
- ・ 運転期間の延長を認めないこと、新增設・リプレースの禁止、核燃料サイクルからの撤退、実用発電用原子炉等を廃止する事業者等への支援等
- ・ 再生可能エネルギー等の原子力以外のエネルギー源の利用への転換
- ・ 周辺地域の雇用・経済対策

目標

☆法施行後5年以内に、全ての実用発電用原子炉等の運転の廃止

電気の需要量の削減

推進本部が推進計画を法施行後1年を目途として策定

法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置

- ・ 公共施設における省エネの推進
- ・ 事業活動における省エネの促進
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の更なる向上
- ・ 熱について再生可能エネルギー源及び廃熱の利用の促進
- ・ 分散型エネルギー利用の促進

再生可能エネルギー電気の供給量の増加

推進本部は内閣に設置（本部長：内閣総理大臣）

- ・ 公共施設における再生可能エネルギー利用の推進
- ・ 電気について再生可能エネルギー源の利用の促進
- ・ 送配電事業の分離、電力系統の適正化
- ・ 「エネルギー協同組合」制度の創設

☆2030年までに電気供給量に占める割合を40%以上

○その他：国等の責務、国会への年次報告等を規定

※一部を除き、公布の日から施行